

## 我らの憲法

### ■ p.255 【国会と内閣の関係（議院内閣制）】 図

図中「内閣」の項目内の以下の箇所を訂正いたします。

誤：※国会議員の過半数は

正：※国务大臣の過半数は

### ■ p.297 【自治法上の地方公共団体】 図

図中にある、特別地方公共団体の1つとして、「**地方開発事業団（現在、新規の設置は不可）**」との記載を削除します。

地方開発事業団は特別地方公共団体の1つでしたが、2011年（平成23年）の地方自治法改正により、地方開発事業団の規定が廃止され、「青森県新産業都市建設事業団」のみ存続することとなっていたところ、2022年（令和4年）3月31日に「青森県新産業都市建設事業団」が解散したことにより、地方開発事業団は完全に廃止されたことになったためです。